

○土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の各施行期日における規定の比較表

（傍線は現行の土壌汚染対策法から公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日時点での改正、
波線は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日時点での改正。）

公布の日から起算して二年を超えない範囲内において 政令で定める日	公布の日から起算して一年を超えない範囲内において 政令で定める日	現行の土壌汚染対策法
第一章 総則 (定義) 第二条 (略) 2 この法律において「土壌汚染状況調査」とは、次 条第一項及び第八項、第四条第二項及び第三項本文 並びに第五条の土壌の特定有害物質による汚染の状 況の調査をいう。	第一章 総則 (定義) 第二条 (略) 2 この法律において「土壌汚染状況調査」とは、次 条第一項、第四条第二項及び第三項本文並びに第五 条の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査を いう。	第一章 総則 (定義) 第二条 (略) 2 この法律において「土壌汚染状況調査」とは、次 条第一項、第四条第二項及び第五条の土壌の特定有 害物質による汚染の状況の調査をいう。
第二章 土壌汚染状況調査 (使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工 場又は事業場の敷地であつた土地の調査) 第三条 (略) 2 6 (略)	第二章 土壌汚染状況調査 (使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工 場又は事業場の敷地であつた土地の調査) 第三条 (略) 2 6 (略)	第二章 土壌汚染状況調査 (使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工 場又は事業場の敷地であつた土地の調査) 第三条 (略) 2 6 (略)
7 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、 当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の 土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」とい う。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境 省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更 の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項 を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、 次に掲げる行為については、この限りでない。 一 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で 定めるもの 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行 為	(新設) 2 6 (略)	
8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた 場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地 の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、 当該土地の所有者等に対し、第一項の環境大臣又は 都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」	(新設)	

という。に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしてしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 前条第一項ただし書の確認に係る土地について、前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更

二・三 (略)

2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によつて汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壤汚染状況調査の結果の提出があつた場合は、この限りでない。

(土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土

(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条 土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしてしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(新設)

一・二 (略)

2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、前条第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によつて汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壤汚染状況調査の結果の提出があつた場合は、この限りでない。

(土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土

(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条 土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしてしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一・二 (略)
(新設)

2 都道府県知事は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によつて汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、前条第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

(土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土

地の調査

第五条 都道府県知事は、第三条第一項本文及び前項並びに前条第二項及び第三項本文に規定するもののほか、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第三条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

2 (略)

第三章 区域の指定等

第一節 要措置区域

（汚染除去等計画の提出等）

第七条 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によつて当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

一 都道府県知事により示された汚染の除去等の措置（次条第一項において「指示措置」という。）及びこれと同等以上の効果を有すると認められる

地の調査

第五条 都道府県知事は、第三条第一項本文並びに前条第二項及び第三項本文に規定するもののほか、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第三条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

2 (略)

第三章 区域の指定等

第一節 要措置区域

（汚染の除去等の措置）

第七条 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によつて当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由その他環境省令で定める事項を示さなければならない。

3 第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示さ

地の調査

第五条 都道府県知事は、第三条第一項本文及び前条第二項に規定するもののほか、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第三条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

2 (略)

第三章 区域の指定等

第一節 要措置区域

（汚染の除去等の措置）

第七条 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によつて当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由その他環境省令で定める事項を示さなければならない。

3 第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示さ

汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもののうち、当該土地の所有者等（この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により都道府県知事から指示を受けた者）が講じようとする措置（以下「実施措置」という。）

二 実施措置の着手予定時期及び完了予定時期

三 その他環境省令で定める事項

2 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。

3 汚染除去等計画の提出をした者は、第一項各号に掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、環境省令で定めるところにより、変更後の汚染除去等計画を都道府県知事に提出しなければならない。

4 都道府県知事は、汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項から第九項まで、第九条第一号及び第十条において同じ。）の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準（次項において「技術的基準」という。）に適合していないと認めるときは、その提出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができ

5 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が技術的基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合においては、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知しなければならない。

6 汚染除去等計画の提出をした者は、第四項に規定する期間（前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る期間）を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならない。

7 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に従つて実施措置を講じなければならない。

8 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従つて実施措置を講じてい

れた汚染の除去等の措置（以下「指示措置」という。）又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもの（以下「指示措置等」という。）を講じなければならない。

4 都道府県知事は、前項に規定する者が指示措置等を講じていないと認めるときは、環境省令で定めるところにより、その者に対し、当該指示措置等を講ずべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、指示措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、指示措置等を講ずべき旨及びその期限までに当該指示措置等を講じないときは、当該指示措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

6 前三項の規定によつて講ずべき指示措置等に関する技術的基準は、環境省令で定める。

れた汚染の除去等の措置（以下「指示措置」という。）又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもの（以下「指示措置等」という。）を講じなければならない。

4 都道府県知事は、前項に規定する者が指示措置等を講じていないと認めるときは、環境省令で定めるところにより、その者に対し、当該指示措置等を講ずべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、指示措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、指示措置等を講ずべき旨及びその期限までに当該指示措置等を講じないときは、当該指示措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

6 前三項の規定によつて講ずべき指示措置等に関する技術的基準は、環境省令で定める。

ないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。

9 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

10 都道府県知事は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく、当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該要措置区域内の土地において講ずべき汚染の除去等の措置を自ら講ずることができ、この場合において、相当の期限を定めて、汚染除去等計画を作成し、これを都道府県知事に提出した上で、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講ずべき旨及びその期限までに当該実施措置を講じないときは、当該汚染の除去等の措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（汚染除去等計画の作成等に要した費用の請求）

第八条 前条第一項本文の規定により都道府県知事から指示を受けた土地の所有者等は、当該土地において実施措置を講じた場合において、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、当該実施措置に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに当該実施措置に要した費用について、指示措置に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに指示措置に要する費用の額の限度において、請求することができる。ただし、その行為をした者が既に当該指示措置又は当該指示措置に係る前条第一項第一号に規定する環境省令で定める汚染の除去等の措置（以下この項において「指示措置」という。）に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに当該指示措置等に要する費用を負担し、又は負担したものとみなされるときは、この限りでない。

2 前項に規定する請求権は、当該実施措置を講じ、かつ、その行為をした者を知った時から三年間行

（汚染の除去等の措置に要した費用の請求）

第八条 前条第一項本文の規定により都道府県知事から指示を受けた土地の所有者等は、当該土地において指示措置等を講じた場合において、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、当該指示措置等に要した費用について、指示措置に要する費用の額の限度において、請求することができる。ただし、その行為をした者が既に当該指示措置等に要する費用を負担し、又は負担したものとみなされるときは、この限りでない。

2 前項に規定する請求権は、当該指示措置等を講じ、かつ、その行為をした者を知った時から三年間行われないときは、時効によって消滅する。当該指示措

（汚染の除去等の措置に要した費用の請求）

第八条 前条第一項本文の規定により都道府県知事から指示を受けた土地の所有者等は、当該土地において指示措置等を講じた場合において、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、当該指示措置等に要した費用について、指示措置に要する費用の額の限度において、請求することができる。ただし、その行為をした者が既に当該指示措置等に要する費用を負担し、又は負担したものとみなされるときは、この限りでない。

2 前項に規定する請求権は、当該指示措置等を講じ、かつ、その行為をした者を知った時から三年間行われないときは、時効によって消滅する。当該指示措